

不振子会社の吸収合併に課税リスク、子会社整理の手法に大きな影響も

# 新たな132条の2適用事例の 全容

ゴルフ場運営会社大手のPGMのグループ会社であるPGMプロパティーズが組織再編税制上の「適格合併」として行った吸収合併に対し法人税法132条の2（組織再編成に係る行為又は計算の否認）が適用され、被合併会社からの繰越欠損金の引継ぎが否認された事案は新聞報道等でも見られたところだが、本件の詳細が本誌取材により判明した。

本件については、2回連続して行われた合併は休眠会社から繰越欠損金をPGMプロパティーズに付け替えるためのものだとして、2回目の合併における繰越欠損金の引継ぎが否認されたなどと報じられているが、国税庁のウェブサイトで公表されている照会事例では、各合併について、合併の順にそれぞれ適格判定を行ってもよいとされている。この照会事例が存在するにもかかわらず、PGMプロパティーズへの繰越欠損金の引継ぎは国税不服審判所においても否定されている（PGMプロパティーズの請求棄却）。

国税不服審判所が繰越欠損金の引継ぎを認めない根拠としたのがTPR事件判決で示された「完全支配関係下の適格合併にも、組織再編税制の基本的な考え方から事業の継続が想定されている」との解釈だ。事業継続が難しくなった100%子会社を吸収合併するという経営判断は、決して珍しいものではない。仮にこのようなケースにまで「事業の継続」が求められることになれば、子会社整理の手法として、吸収合併ではなく、売却、解散など他の選択肢を検討せざるを得なくなる。今後本格化する裁判の行方は、グループ経営を行う多くの企業にとって目の離せないものとなるだろう。

## 傘下のゴルフ場運営会社の合併はビジネスモデルの根幹

PGMグループは、国内最大級のゴルフ場運営会社であり、経営不振に陥ったゴルフ場の運営会社を次々に買収して傘下に置いた上で、例えば地域単位で合併させるなどして運営の効率化を図り再生するというビジネスモデルにより急速に規模を拡大、同様のビジネスモデルを採用するアコーディアグループと業界を二分している。

PGMグループは、これまで単独で運営さ

れてきたゴルフ場を傘下に集約することで、単独の会社のまま存続させると不可避となる様々なコストを削減するとともに、スケールメリットを生かして、カートや備品などを安く仕入れられるようにしたり、ゴルフ場間でキャディを融通し合ったりできるようにして、コスト削減と効率的な運営を実現してきた。

このように、傘下のゴルフ場運営会社同士

を合併させることは、PGMグループにおいては、コスト削減と効率的な運営実現の手段

の一部を構成するものとなっており、ビジネスモデルの根幹とも言える。

## ゴルフ場を分社型分割・株式譲渡、残りは債権者対応等のため存続

本件で控除が否認された57億円の繰越欠損金を元々有していたPGPAH6（2回の合併のうち最初の合併でPGMP4に吸収されて消滅）は、かつては某大手商社が所有していたゴルフ場を運営していた会社であり、経営不振に伴い、PGP（PGMプロパティーズの親会社）に買収された。ここまではPGMグループが繰り返して来た買収と特段変わらないが、本件買収が他の買収案件と異なっていたのは、PGPAH6において元幹部の横領事件が発生していたことだ。

PGPとしては、PGPAH6にどれだけの簿外債務があるか分からず、債権者からの損害賠償請求リスクがあることから、PGPAH6のうちゴルフ場部分だけを買収しようとしたが、大手商社側はあくまでPGPAH6を丸ごと買収することを求めた。このため、PGPは、簿外債務があるおそれのあるPGPAH6の全株式を買い取ることとせざるを得なかった。

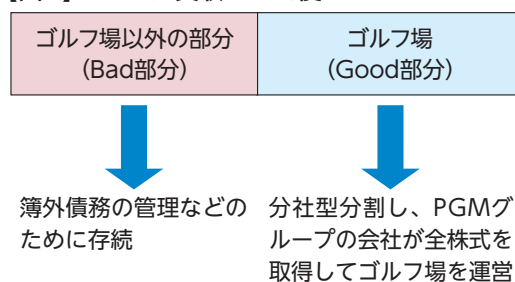
そこで、PGPは、簿外債務の債権者から損害賠償請求を受けてゴルフ場が差し押さえられるという不測の事態が生じることがないように、PGPAH6からゴルフ場部分（Good部分）だけを分社型分割で切り出した上で、PGMグループの会社にその全株式を譲渡

し、ゴルフ場部分をPGPAH6から完全に切り離した。この分社型分割と株式の譲渡により、PGPAH6においては、過去に経営不振のために生じていた資産の含み損が株式の譲渡損という形で発生した。この株式の譲渡損が57億円の欠損金の大部分を占めている。

一方、残りのPGPAH6（Bad部分）は簿外債務の管理や債権者対応などのために存続させることとなり（独自の人員は配置せず）、実際に、簿外債務に係る債権者から損害賠償請求を受けて、PGPAH6がそれに対応するというケースも数件発生している。

PGPAH6を解散させるという選択肢も理論的には考えられたが、解散するとなれば公告が必要になり、債権者からの損害賠償請求を惹起するなどのリスクがあるため、そのような選択肢を採る余地はなかった。

【図1】 PGPに買収された後のPGPAH6



## PGMプロパティーズがPGPAH6を直接吸収合併しなかった理由

最新号（5月24日号）の掲載記事となります。

本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。